

介護老人保健施設ピア観音  
入所  
運営規程

社会福祉法人慈楽福祉会

## 介護老人保健施設ピア観音 入所サービス運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人慈楽福社会が開設する介護老人保健施設ピア観音（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
  - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。
  - 7 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設ピア観音                     |
| (2) 開設年月日    | 平成14年4月1日                        |
| (3) 所在地      | 広島市西区観音新町一丁目7番40号                |
| (4) 電話番号     | 082-503-7772 FAX 番号 082-503-7774 |
| (5) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (3450280122号)           |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)  
管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
  - (2) 医師 1人以上(常勤兼務)  
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて適切な診療を行う。
  - (3) 薬剤師 1人以上(常勤換算0.3人以上)  
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
  - (4) 看護職員  
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
  - (5) 介護職員  
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。  
(4)・(5) 34人以上(常勤換算)  
(看護:総数2/7程度、介護:5/7程度)
  - (6) 支援相談員 1人以上(常勤換算)  
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導などを行う。
  - (7) 理学療法士  
作業療法士  
言語聴覚士 1人以上(常勤換算、兼務)  
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
  - (8) 栄養士又は管理栄養士 2人以上(常勤換算)  
栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
  - (9) 介護支援専門員 1人以上(常勤兼務)  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。
  - (10) 調理員 1人以上(相当数)  
調理員は、施設が提供する食事等の調理を行う。
  - (11) 事務員 1人以上(相当数)  
事務員は、国保連合会への給費の請求、入所者の施設利用料の請求、その他の事務全般を行う。
  - (12) 介助員 相当数  
介助員は、清掃等の衛生管理、洗濯の介助を行う。
  - (13) 宿直員 相当数  
宿直員は、夜間の緊急時対応、来訪者への対応、設備巡回を行う。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(入所定員)

第5条 当施設の入所定員は、100人とする。

- 2 災害や虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(施設サービスの内容)

第6条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排せつ
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 食事
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) 相談、援助
- (9) レクリエーション行事
- (10) 栄養管理
- (11) 口腔衛生の管理

2 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者または身元引受人に対し、当該サービス内容及び費用については説明を行い、同意を得なければならない。

(利用料等)

第7条 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号尚更新後はそれに基づく)によるものとする。

- 2 当施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 居住に要する費用
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。
- 5 介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、その提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を交付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

第8条 当施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 当施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 当施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

- 2 当施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。
- 3 当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 当施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 当施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(衛生管理等)

第10条 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
  - (5) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - (6) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当施設は、介護保健施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条の2 当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力病院等)

第12条 当施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、以下の要件を満たす協力病院を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - (3) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに当該協力医療機関の名称等を自治体に提出しなければならない。
- 3 利用者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努める。
- 2 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議しなければならない。
- 3 当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設管理者とは別に定める。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者もしくは防火管理者が委任した当施設職員が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

- ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- 2 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 当施設は、介護保健施設サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した介護保健施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した介護老人施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第15条 当施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護保健施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 当施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 当施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 当施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の当施設職員に周知徹底を図るものとする。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 当施設職員に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

（地域との連携）

- 第18条 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 当施設は、その運営にあたっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、当施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（褥瘡対策等）

- 第20条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めると共に、その発生を防止する為の体制を整備する。

（職員の服務規律・勤務条件）

- 第21条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務・就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人慈楽福祉会の就業規則による。

（職員の健康管理）

- 第22条 当施設職員は、年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（職員の質の確保）

- 第23条 当事業所職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。
- 2 当該職員に対して実施する研修の項目として、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修、その他資質向上のために必要な研修を行うものとする。
  - 3 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。



(暴力団排除)

- 第24条 当施設を運営する当該法人の役員及び当施設の管理者その他の施設職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 当施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

- 第25条 当施設入所者の人権の擁護、虐待防止等の為、下記の責任者を設置する。
- (1) 人権の擁護、虐待防止等責任者：所長 恵良 剛
- 2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 当施設は、介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は慈楽福祉会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 当施設内で「書面掲示」を求めている当施設の運営規定の概要等の重要事項について、インターネット上での情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することとする。
- 6 当施設における課題を抽出及び分析した上で、当施設の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら当施設全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならない。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第26条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- (1) 入所対象者は、要介護度1以上の方とする。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所を講じる。
- (3) 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り当施設の提供する食事を摂取すること。食費は第7条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任する。
- (4) 面会の際には必ず面会簿への記名し、その都度職員に届け出ること。面会時間は原則、午前8時30分から午後5時30分とする。  
※感染症の状況に応じて、面会を制限する。
- (5) 外出または外泊する際は、外出・外泊先、用件、帰設時間等を職員に届け出ること。外泊は1ヶ月に6日を限度とする。
- (6) 他の医療機関を受診する場合には、当施設の医師の紹介状が必要になるため、事前に職員へ申し出ること。
- (7) 飲酒・喫煙は禁止する。
- (8) 感染症等の蔓延を予防する為の措置や当施設管理上、居室の変更を講ずることがある。
- (9) 騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮いただく。
- (10) 所持品については、必要最小限の預かりとする。
- (11) 金銭、貴重品の持ち込みは原則として、個人で管理できる範囲とし、日常生活を

営むうえで不相当と判断した物品については、持ち込みを制限する場合がある。

- (12) 当施設内での営利行為、他者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は禁止する。
- (13) 当施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止する。
- (14) 当施設職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮いただく。
- (15) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- (16) 禁止行為
  - ①当施設職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ②当施設職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③当施設職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

#### 附 則

この運営規程は、平成14年4月1日より施行する。

平成25年8月1日一部改正

平成28年10月1日一部改正

平成30年12月1日一部改正

令和 元年10月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 4年8月1日一部改正

令和 6年4月1日一部改正